

令和7年度新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会説明資料

第1 目的等

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会（以下「公開政策討論会」といいます。）は、立候補予定者（市長選挙の候補者となろうとする者をいいます。以下同じ。）の市政に関する政策及びこれを実現するための方策について、市民の理解を深めることを目的として行われるものです。現在、公開政策討論会の開催に向けて、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会（以下「実行委員会」といいます。）が準備を進めています。

第2 公開政策討論会までの日程

公開政策討論会までの日程は、おおむね次のとおりです。

1 9月7日（日）まで

- (1) 参加申出期限（議題の提案・推薦委員の推薦をする場合）（立候補予定者）
- (2) 議題の提案期限（立候補予定者）
- (3) 推薦委員の推薦期限（立候補予定者）

2 9月17日（水）まで

- (1) 議題の決定（実行委員会）
- (2) 討論方法の検討（実行委員会）
- (3) その他（実行委員会）

3 9月30日（火）まで

- (1) 参加申出最終期限（議題の提案・推薦委員の推薦をしない場合）（立候補予定者）
- (2) 情報提供申出期限（立候補予定者）
- (3) 討論方法の確定（実行委員会）
- (4) 主宰者（当日の進行役）の検討（実行委員会）
- (5) 主宰者（当日の進行役）の承認（立候補予定者）
- (6) その他（実行委員会）

第3 日時及び場所

- 1 10月7日（火）午後7時から 新城文化会館大ホール
- 2 10月13日（月）午前10時から 新城文化会館大ホール

第4 9月7日（日）までの進行

9月7日（日）までに行うべき手続等は、次のとおりです。

1 参加の申出

公開政策討論会に参加しようとする立候補予定者は、参加の申出をする必要があります。2議題の提案・3推薦委員の推薦をする場合は9月7日（日）までに、2議題の提案・3推薦委員の推薦をしない場合は9月30日（火）までに参加の申出をしてください。

2 議題の提案

9月7日（日）までに参加の申出をした立候補予定者は、議題の提案をすることができます（9月7日まで）。

3 推薦委員の推薦

(1) 委員の推薦

9月7日（日）までに参加の申出をした立候補予定者は、実行委員会の委員にしたい者を推薦することができます（9月7日まで）。

(2) 推薦委員

立候補予定者から推薦されて市から委嘱を受けた者（以下「推薦委員」といいます。）は、実行委員会の委員として活動を行います。推薦委員は、実行委員会の検討に加わり、立候補予定者の意見を実行委員会に伝える等立候補予定者と実行委員会の仲介者・調整者としての役割も担うこととなります。また、委員として公平・公正な公開政策討論会となるよう活動する必要があります。

推薦委員は、仲介者・調整者でもあるため、重要な役割を果たします。円滑に実行委員会の会議ができるようできる限り3人を推薦してください。また、会議の開催場所に毎回少なくとも1人は参加できるよう調整してください。推薦委員は、WEB会議システムでの出席はできませんので、会議の開催場所にお越しください。

なお、推薦委員も他の委員と同様に報償はありません。費用弁償（旅費）は対象となります。

第5 9月17日（水）までの進行

9月17日（水）までは、おおむね次のように進められます。なお、9月第2週の実行委員会の会議は、9月8日（月）及び9月11日（木）のいずれも夜に開催する予定です。また、それ以後も必要に応じて会議を開催します。少なくとも毎週木曜日は会議を開催する見込みです。

1 議題の決定

当日の議題は、立候補予定者が提案した議題（9月7日（日）提案期限）、市民の意見、市長選挙の主たる争点等を勘案し、実行委員会において検討し、決定します。なお、立候補予定者が提案した議題を尊重するよう条例で規定されているため、実行委員会は、その旨を理解して議題の検討を行います。

2 討論方法の検討

公開政策討論会当日の討論の方法について、実行委員会で検討を行います。立候補予定者の人数が確定されていないため、確定には至りません。

3 その他

その他の事項について、必要に応じて実行委員会で検討を行います。

第6 9月30日（火）までの進行

9月30日（火）までは、おおむね次のように進められます。実行委員会の会議の日程は、会議の場で決めていきますが、少なくとも毎週木曜日は会議を開催する見込みです。

1 参加の申出（最終期限）

公開政策討論会に参加しようとする立候補予定者の参加の申出の最終期限です。第4の2議題の提案・第4の3推薦委員の推薦を行うことはできません。

2 情報の提供の申出

立候補予定者は、議題が決定されてから、議題に関連する情報の提供を市の機関

に求めることができるようになります。対象機関等は次のとおりです。短期間での対応となるため、膨大な量となる情報の提供の申出は、対応できない場合があります。

(1) 対象機関

市長、議会、監査委員等市の機関

(2) 提供の対象

申出を行った立候補予定者だけではなく、申出をしていない他の立候補予定者にも情報を提供します。

(3) 提供の方法

市の機関が保有する文書の写し又は申出を受けてから新規に作成した文書を各立候補予定者に郵送します。ただし、当該情報が新城市情報公開条例（平成17年新城市条例第25号）第7条に規定する非開示情報等に当たる場合は、提供することができません。

3 討論方法の確定

立候補予定者の人数を確定させることができるため、公開政策討論会当日の討論の方法について確定させます。

4 主宰者の検討

公開政策討論会の主宰者（当日の進行役）について、実行委員会が検討します。

5 主宰者の承認

条例上、主宰者の決定には立候補予定者の承認が必要であるため、実行委員会が検討をして選定した主宰者を立候補予定者に承認してもらいます。

6 その他

その他の事項について、必要に応じて実行委員会で検討を行います。

第7 手続

参加の申出、議題の提案等の手続は、以下のとおりです。

1 本人・代理人

参加の申出、議題の提案等それぞれの手続は、本人又は代理人により行うことができます。それぞれの手続について、本人が提出する場合・代理人が提出する場合に必要な書類は次のとおりです。

(1) 本人の場合

ア それぞれの手続において必要な書類

イ 運転免許証等本人確認が可能な書類（顔写真付きの場合は１種類・顔写真のないものの場合は２種類）（郵送の場合は、その写し）

(2) 代理人の場合

ア それぞれの手続において必要な書類

イ 本人の運転免許証等本人確認が可能な書類（顔写真付きの場合は１種類・顔写真のないものの場合は２種類）の写し

ウ 委任状（様式は任意）

エ 代理人の運転免許証等代理人の確認が可能な書類（顔写真付きの場合は１種類・顔写真のないものの場合は２種類）

※ 手続の代理人に推薦委員を含めると、実行委員会の場で書類を提出することができるようになるため、手続を円滑に進めることができます。

2 参加の申出

参加の申出の手続は次のとおりです。提出された参加申出書は、PDF化して市のホームページに掲載されます（裏面のみ）。

(1) 提出書類

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会参加申出書

(2) 提出先

市民協働部市民自治推進課

(3) 提出期限

ア 議題の提案・推薦委員の推薦をする場合 ９月７日（日）まで

イ 議題の提案・推薦委員の推薦をしない場合 ９月３０日（火）まで

3 議題の提案の手続

議題の提案の手続は次のとおりです。提出された議題提案書は、PDF化して市のホームページに掲載されます（裏面のみ）。

(1) 提出書類

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会議題提案書

(2) 提出先

市民協働部市民自治推進課

(3) 提出期限

9月7日（日）まで

4 推薦委員の推薦の手続

推薦委員の推薦の手続は次のとおりです。

(1) 提出書類

ア 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会委員推薦書

イ 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会委員就任承諾書

(2) 提出先

市民協働部市民自治推進課

(3) 提出期限

9月7日（日）まで

5 情報の提供の申出

情報の提供の申出の手続は次のとおりです。

(1) 提出書類

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会情報提供申出書

(2) 提出先

市長、議会、監査委員等市の機関

(3) 提出期限

9月30日（火）まで

(4) 注意事項

ア 情報の提供を申し出る際には、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会情報提供申出書の様式の宛名の機関名を確認してください。

イ 必要とする情報を明確に記載してください（範囲が広い場合又は記載が抽象的である場合には、短期間での対応が困難となるため。）。

ウ 情報の提供には市の機関の準備が必要なため、できる限り早く提出してくだ

さい。

第8 討論会の内容

1 討論会の内容

討論会の内容は、参加する立候補予定者の人数に応じて次のように予定しています。問いについては、市民からの事前募集、観客からの多数決による選択等を行い、実行委員会の委員だけではなく市民意見をできる限り反映できるよう、工夫する予定です。

(1) 1 人の場合

テーマ、時間等を考慮して、次の形式のいずれかを組み合わせた内容を予定しています。

ア 問いに対する○×形式

イ 問いに対する口頭での回答形式

ウ その他の形式

(2) 2 人以上の場合

テーマ、人数、時間等を考慮して、次の形式のいずれかを組み合わせた内容を予定しています。

ア 問いに対する○×形式

イ 問いに対する口頭での回答形式

ウ 立候補予定者同士での討論形式

エ その他の形式

2 政策シート

立候補予定者の政策・方策について市民が理解を深めるという目的を達成するため、当日の議題に対する各立候補予定者の政策を政策シートという形式で作成し、提出していただきます。市民は、開始前に政策シートを見ることで討論の内容を理解しやすくなります。

(1) 提出期限

第1回開催分 10月2日（木）まで

第2回開催分 10月8日（水）まで

(2) 利用方法

ア 会場

来場者に配布

イ ホームページ

市のホームページに掲載

(3) 提出されなかった場合

ありのままの情報を市民に提供するため、提出期限までに提出されなかった場合には、提出がなかった旨を(2)ア及びイの方法で配布・掲載をします。

(4) 政策シートの様式等

政策シートの様式、作成ルール等は、「令和7年度新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会政策シートの作成方法等について」に記載したとおりです。

第9 非常事態の場合の対応

1 台風等の災害の場合

台風等の災害が発生し、開催ができない場合の対応は次のとおりとします。

- (1) 開催しない旨の決定は、当日の午前6時30分までに行います。
- (2) 各立候補予定者に開催しない旨を電話等で伝えます。
- (3) 防災行政無線及びホームページを利用して開催の中止及び(4)の内容を広報します。
- (4) 予備日に撮影により放送（生放送を含む。）及び配信のみを行います。予備日の日時及び場所は次のとおりです。

ア 10月7日（火）が中止になった場合

10月9日（木）午後7時から 新城市役所本庁舎4階会議室

イ 10月13日（月）が中止になった場合

10月15日（水）午後7時から 新城市役所本庁舎4階会議室

2 その他の非常事態の場合

その他の非常事態が発生した場合には、市が開催の是非を判断します。

第10 公職選挙法に抵触しないための注意事項

1 発言等についての注意事項

公開政策討論会において自分への投票を依頼するような言動をし、選挙運動に該

当する場合には、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第129条の規定に違反することとなります。対象となる者は立候補予定者に限られないため、全ての者が政治活動の範囲内で言動をしなければなりません。また、参加申出書、議題提案書等は、市のホームページに掲載されるため、これらの記載内容についても同様ですので注意してください。

選挙運動への該当の是非については、実行委員会及びその事務局である市民協働部市民自治推進課で判断することができないため、該当の是非の質問・問合せには、対応しません。

2 会場内外での政治活動の可否

公開政策討論会の当日は、会場及びその周辺での傍聴者を対象とする政治活動（立候補予定者のパンフレットの配布等）の一切を禁止します。

3 立候補予定者の支持者が傍聴する場合の注意事項

立候補予定者の支持者の傍聴は当然認められますが、統一された服装、イメージカラー、プラカード等の装飾での来場、多数での集団行動等は禁止します。通常の傍聴のみが可能です。

第11 その他

1 放送・配信

公開政策討論会は、ケーブルテレビ（ティーズ）での放送（生放送を含む。）及びY o u T u b eでの配信を行います。放送のスケジュールについては、ケーブルテレビ（ティーズ）と調整を行って決定します。

2 資料

説明会で配布した資料は、市のホームページでもダウンロードすることができます。